

兵庫労働局発表
平成26年11月26日

【照会先】

兵庫労働局職業安定部職業対策課
課長 柴本 由雄
課長補佐 武田 操
地方障害者雇用担当官 岡田 憲明
電話 078-367-0810

平成26年「障害者雇用状況」の集計結果

兵庫労働局（局長 中山 明広）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成26年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

- 民間企業に雇用されている障害者の数は過去最高を更新し、12,608.5人となり、前年に比べ4.4%（536.0人）増加した。
（全国では5.4%（22,278.0人）の増加）
- 実雇用率も過去最高を更新し1.90%となり、前年に比べ0.06ポイント上昇した。
（全国では0.06ポイント上昇し、1.82%）
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べ1.7ポイント上昇し、49.1%となった。
（全国では2.0ポイント上昇し、44.7%）

1 民間企業における雇用状況

(1) 民間企業

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は12,608.5人で、前年より4.4%（536.0人）増加し、11年連続で過去最高となった。

このうち、身体障害者は8,681.0人（対前年比1.7%増）、知的障害者は3,381.0人（同8.9%増）、精神障害者は546.5人（同27.5%増）となり、いずれも前年より増加、特に精神障害者の伸び率が高い。

実雇用率は、2年連続で過去最高の1.90%（前年は1.84%）、法定雇用率達成企業の割合は、49.1%（同47.4%）であった。

〔6 ページ 1 (1) 概況〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての規模の区分で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.90%）と比較すると、1,000人以上規模企業（2.08%）、500人～1,000人未満規模企業（1.94%）については上回ったが、500人未満の規模企業についてはいずれの規模の区分も下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、いずれの規模の区分も前年より上昇した。

〔7 ページ 1 (2) 企業規模別の雇用状況〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者数について、増加した産業は、「農業、林業、漁業」「製造業」「情報通信業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業」であった。

減少した産業は、「建設業」「運輸業、郵便業」「学術研究、専門・技術サービス業」であった。

実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.60%）、「サービス業」（2.57%）、「医療、福祉」（2.14%）で法定雇用率を上回った。

〔8～11 ページ 1 (3) 産業別の雇用状況〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

平成26年の法定雇用率未達成企業は1,531社で、そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、67.5%を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、59.8%となっている。

〔12 ページ 1（4）障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数〕

(2) 独立行政法人等

独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は、159.0人、実雇用率は2.25%であり、10機関中8機関が達成している。

〔6 ページ 1（1）概況〕

〔13 ページ 1（5）法定雇用率2.3%が適用される独立行政法人等における詳細状況〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県・市町の機関（法定雇用率2.3%）

兵庫県及び市町の機関に在籍している障害者の数は1480.5人であり、実雇用率は2.52%と前年に比べ0.09ポイント低下した。（84機関のうち83機関が達成。1機関が未達成となっている。）

〔14 ページ 2（1）概況〕

〔15～18 ページ 2（2）法定雇用率2.3%が適用される県・市町の機関における詳細状況〕

(2) 兵庫県教育委員会等（法定雇用率2.2%）

法定雇用率2.2%が適用される兵庫県及び市の教育委員会に在職している障害者の数は524.0人であり、実雇用率は2.11%と前年に比べ0.04ポイント上昇している。

〔14 ページ 2（1）概況〕

〔19 ページ 2（3）法定雇用率2.2%が適用される教育委員会における詳細状況〕

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (50人以上規模の企業)	2. 0%
	特殊法人等 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	2. 3%
○ 国、地方公共団体	(43.5人以上規模の機関)	2. 3%
○ 都道府県等の教育委員会	(45.5人以上規模の機関)	2. 2%

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

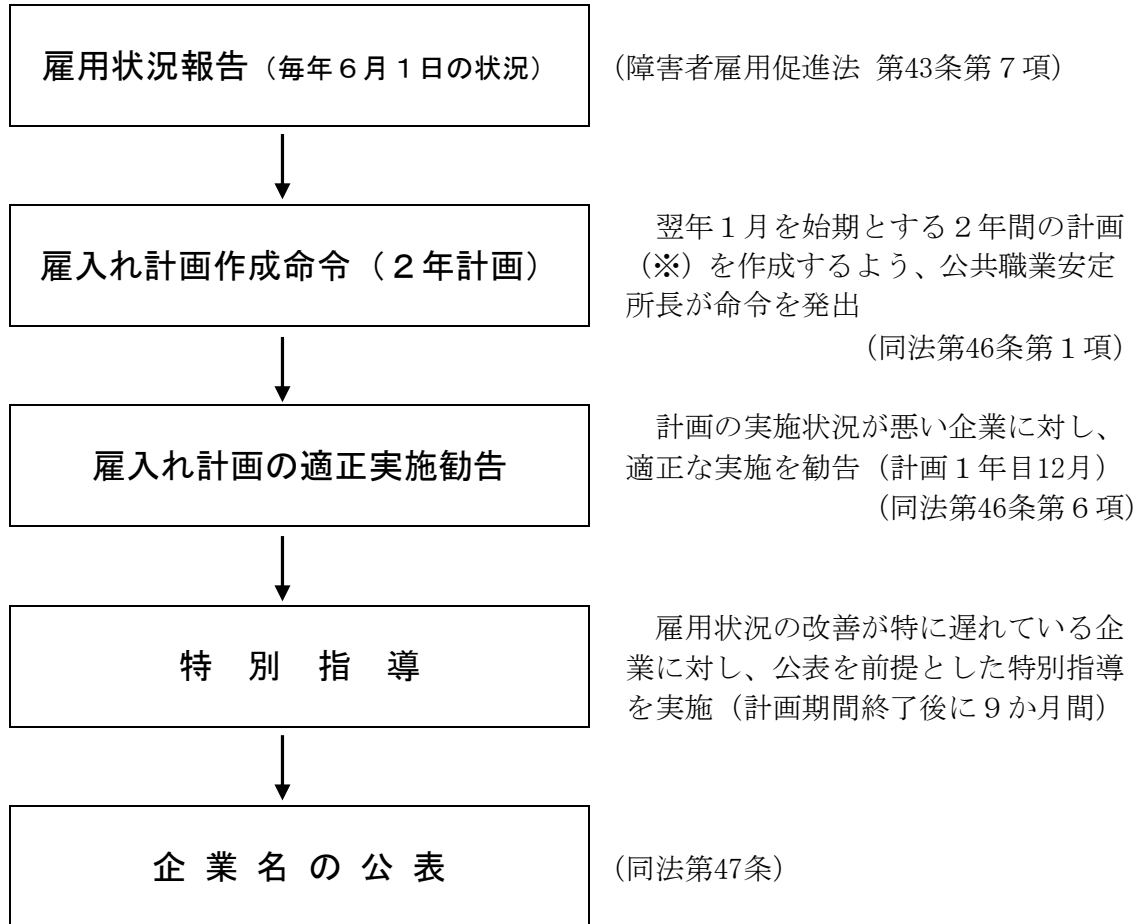
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔全国の指導実績〕

- 平成25年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の发出 221社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 252社
 - * 「特別指導」の実施 49社
- 雇入れ計画を実施中の企業 785社（25年度）
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 - 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 - 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

障害者雇用状況(全国・兵庫県)

(平成26年6月1日現在)

兵庫労働局職業安定部職業対策課

1 民間企業における雇用状況

- (1) 概況
① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	障害者数	実雇用率	
民間企業 [2.0%]	企業 86,648 (85,314)	人 23,650,463.5 (23,213,401.0)	人 431,225.5 (408,947.5)	% 1.82 (1.76)	% 44.7 (42.7)	企業 3,010 (3,011)	人 663,129.5 (657,702.0)	人 12,608.5 (12,072.5)	% 1.90 (1.84)	% 49.1 (47.4)
独立行政 法人等 [2.3%]	法人 322 (318)	人 398,351.5 (371,232.0)	人 9,178.0 (8,290.5)	% 2.30 (2.23)	% 75.8 (66.7)	法人 10 (10)	人 7,077.5 (6,473.0)	人 159.0 (160.0)	% 2.25 (2.47)	% 80.0 (90.0)

(全国数値の資料出所 厚生労働省職業安定局 (以下同じ))

- 注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
民間企業 [2.0%]	人 431,225.5 (408,947.5)	人 313,314.5 (303,798.5)	人 90,203.0 (82,930.5)	人 27,708.0 (22,218.5)	人 12,608.5 (12,072.5)	人 8,681.0 (8,538.0)	人 3,381.0 (3,106.0)	人 546.5 (428.5)
独立行政 法人等 [2.3%]	人 9,178.0 (8,290.5)	人 7,193.5 (6,657.0)	人 1,090.5 (920.5)	人 894.0 (713.0)	人 159.0 (160.0)	人 73.0 (81.0)	人 80.0 (75.0)	人 6.0 (4.0)

- 注 1 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 2 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	
規模計	企業 86,648 (85,314)	人 23,650,463.5 (23,213,401.0)	人 431,225.5 (408,947.5)	% 1.82 (1.76)	% 44.7 (42.7)	企業 3,010 (3,011)	人 663,129.5 (657,702.0)	人 12,608.5 (12,072.5)	% 1.90 (1.84)	% 49.1 (47.4)
50～ 100人未満	企業 38,823 (38,073)	人 2,706,736.0 (2,655,493.0)	人 39,445.0 (37,410.0)	% 1.46 (1.41)	% 44.1 (43.1)	企業 1,372 (1,378)	人 95,298.0 (95,744.5)	人 1,651.5 (1,596.5)	% 1.73 (1.67)	% 46.9 (46.2)
100～ 300人未満	33,866 (33,497)	5,219,324.0 (5,156,348.0)	82,368.0 (78,157.5)	1.58 (1.52)	45.9 (43.5)	1,185 (1,186)	181,085.0 (179,968.0)	3,351.0 (3,268.0)	1.85 (1.82)	52.5 (50.5)
300～ 500人未満	6,441 (6,385)	2,288,945.0 (2,272,784.5)	40,379.0 (38,773.5)	1.76 (1.71)	42.5 (39.7)	234 (223)	83,219.5 (79,271.0)	1,440.0 (1,350.0)	1.73 (1.70)	45.7 (43.0)
500～ 1000人未満	4,396 (4,274)	2,830,406.0 (2,757,609.0)	51,826.5 (48,791.5)	1.83 (1.77)	41.7 (37.6)	144 (147)	96,363.0 (95,644.0)	1,865.5 (1,798.5)	1.94 (1.88)	45.1 (40.8)
1,000人以上	3,122 (3,085)	10,605,052.5 (10,371,166.5)	217,207.0 (205,815.0)	2.05 (1.98)	49.5 (41.7)	75 (77)	207,164.0 (207,074.5)	4,300.5 (4,059.5)	2.08 (1.96)	56.0 (44.2)

注 1 (1) ①と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
規模計	431,225.5 (408,947.5)	313,314.5 (303,798.5)	90,203.0 (82,930.5)	27,708.0 (22,218.5)	12,608.5 (12,072.5)	8,681.0 (8,538.0)	3,381.0 (3,106.0)	546.5 (428.5)
50～ 100人未満	39,445.0 (37,410.0)	25,989.5 (25,176.0)	10,969.0 (10,309.0)	2,486.5 (1,925.0)	1,651.5 (1,596.5)	1,028.5 (1,031.5)	527.5 (517.5)	95.5 (47.5)
100～ 300人未満	82,368.0 (78,157.5)	59,270.5 (57,027.5)	17,905.5 (16,952.0)	5,192.0 (4,178.0)	3,351.0 (3,268.0)	2,189.0 (2,194.0)	1,067.0 (994.5)	95.0 (79.5)
300～ 500人未満	40,379.0 (38,773.5)	29,379.5 (28,897.5)	8,318.5 (7,682.5)	2,681.0 (2,193.5)	1,440.0 (1,350.0)	1,029.5 (976.5)	361.5 (330.5)	49.0 (43.0)
500～ 1000人未満	51,826.5 (48,791.5)	39,042.0 (37,312.5)	9,302.5 (8,773.5)	3,482.0 (2,705.5)	1,865.5 (1,798.5)	1,395.5 (1,362.0)	392.0 (368.5)	78.0 (68.0)
1,000人以上	217,207.0 (205,815.0)	159,633.0 (155,385.0)	43,707.5 (39,213.5)	13,866.5 (11,216.5)	4,300.5 (4,059.5)	3,038.5 (2,974.0)	1,033.0 (895.0)	229.0 (190.5)

注 1 (1) ②と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
産業計	86,648 (85,314)	23,650,463.5 (23,213,401.0)	431,225.5 (408,947.5)	1.82 (1.76)	44.7 (42.7)	3,010 (3,011)	663,129.5 (657,702.0)	12,608.5 (12,072.5)	1.90 (1.84)	49.1 (47.4)
農業、林業、漁業	262 (287)	31,641.0 (31,759.5)	680.0 (580.5)	2.15 (1.83)	58.0 (51.9)	9 (11)	1,112.5 (1,179.5)	19.0 (18.0)	1.71 (1.53)	55.6 (36.4)
鉱業、採石業、 砂利採取業	53 (55)	9,287.0 (9,050.0)	163.5 (154.0)	1.76 (1.70)	54.7 (50.9)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
建設業	3,184 (3,056)	688,913.5 (642,390.5)	11,433.0 (10,137.0)	1.66 (1.58)	45.3 (43.1)	89 (86)	9,697.0 (9,335.5)	141.5 (142.0)	1.46 (1.52)	51.7 (53.5)
製造業	22,516 (22,501)	6,649,718.0 (6,623,557.5)	127,188.0 (123,015.5)	1.91 (1.86)	52.9 (50.6)	961 (979)	249,105.0 (250,534.5)	4,836.5 (4,707.5)	1.94 (1.88)	56.7 (54.6)
電気・ガス・熱供 給・水道業	222 (225)	214,101.5 (220,266.5)	4,200.5 (4,261.0)	1.96 (1.93)	44.6 (40.9)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
情報通信業	4,261 (4,200)	1,338,786.0 (1,314,825.5)	20,673.5 (19,437.0)	1.54 (1.48)	24.7 (22.1)	42 (44)	9,601.5 (9,636.0)	145.0 (137.5)	1.51 (1.43)	28.6 (22.7)
運輸業、郵便業	6,283 (6,172)	1,470,802.5 (1,445,952.5)	27,673.0 (26,378.5)	1.88 (1.82)	49.6 (47.9)	245 (239)	38,708.5 (38,078.0)	642.5 (646.5)	1.66 (1.70)	47.8 (47.7)
卸売業、小売業	14,266 (14,125)	4,022,501.5 (3,974,103.5)	65,390.0 (62,019.5)	1.63 (1.56)	33.6 (31.8)	429 (416)	126,192.0 (123,215.5)	2,094.0 (1,999.0)	1.66 (1.62)	33.6 (33.4)
金融業、保険業	1,342 (1,337)	1,170,094.5 (1,148,971.0)	22,103.0 (21,022.0)	1.89 (1.83)	37.1 (33.6)	26 (26)	13,147.5 (13,178.5)	211.5 (195.0)	1.61 (1.48)	23.1 (15.4)
不動産業、物品 賃貸業	1,459 (1,437)	361,808.5 (357,461.0)	5,261.5 (5,128.0)	1.45 (1.43)	30.5 (29.9)	42 (39)	5,877.0 (5,519.0)	90.0 (70.0)	1.53 (1.27)	42.9 (30.8)
学術研究、専門・ 技術サービス業	2,363 (2,230)	751,376.5 (686,214.5)	12,506.0 (11,056.5)	1.66 (1.61)	31.3 (29.8)	72 (76)	18,799.5 (18,993.0)	313.5 (322.5)	1.67 (1.70)	37.5 (39.5)
宿泊業、飲食 サービス業	2,599 (2,529)	704,857.5 (712,280.5)	11,958.5 (11,939.0)	1.70 (1.68)	40.4 (38.8)	89 (85)	17,721.5 (17,364.5)	295.0 (259.5)	1.66 (1.49)	38.2 (35.3)
生活関連サービス 業、娯楽業	2,700 (2,727)	504,428.5 (513,764.5)	10,182.0 (10,197.5)	2.02 (1.98)	37.6 (35.9)	96 (103)	13,744.5 (13,836.0)	357.5 (351.5)	2.60 (2.54)	35.4 (35.0)
教育、学習支援業	1,818 (1,785)	430,853.5 (408,149.5)	6,492.0 (5,901.5)	1.51 (1.45)	37.1 (36.3)	80 (79)	14,768.5 (14,756.5)	208.5 (189.5)	1.41 (1.28)	36.3 (39.2)
医療、福祉	14,111 (13,564)	2,464,741.0 (2,371,611.0)	53,438.0 (48,709.5)	2.17 (2.05)	55.9 (53.7)	580 (563)	91,286.0 (87,611.0)	1,953.0 (1,784.5)	2.14 (2.04)	58.1 (56.5)
複合サービス事業	950 (931)	308,132.5 (300,024.0)	5,229.5 (4,893.0)	1.70 (1.63)	44.8 (41.6)	21 (22)	8,932.5 (8,957.5)	161.0 (148.0)	1.80 (1.65)	42.9 (36.4)
サービス業	8,259 (8,153)	2,528,420.0 (2,453,019.5)	46,653.5 (44,117.5)	1.85 (1.80)	41.6 (39.7)	229 (243)	44,436.0 (45,507.0)	1,140.0 (1,101.5)	2.57 (2.42)	50.7 (44.9)

注 1 (1) ①と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
産業計	人 431,225.5 (408,947.5)	人 313,314.5 (303,798.5)	人 90,203.0 (82,930.5)	人 27,708.0 (22,218.5)	人 12,608.5 (12,072.5)	人 8,681.0 (8,538.0)	人 3,381.0 (3,106.0)	人 546.5 (428.5)
農業、林業、漁業	人 680.0 (580.5)	人 395.0 (346.0)	人 255.5 (213.0)	人 29.5 (21.5)	人 19.0 (18.0)	人 13.0 (11.0)	人 4.0 (6.0)	人 2.0 (1.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	人 163.5 (154.0)	人 155.5 (145.5)	人 6.5 (7.5)	人 1.5 (1.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
建設業	人 11,433.0 (10,137.0)	人 10,375.5 (9,418.5)	人 508.0 (392.5)	人 549.5 (326.0)	人 141.5 (142.0)	人 128.0 (129.5)	人 11.5 (9.5)	人 2.0 (3.0)
製造業	人 127,188.0 (123,015.5)	人 96,711.5 (95,012.0)	人 25,279.5 (23,885.0)	人 5,197.0 (4,118.5)	人 4,836.5 (4,707.5)	人 3,594.5 (3,541.0)	人 1,079.5 (1,025.0)	人 162.5 (141.5)
電気・ガス・熱供 給・水道業	人 4,200.5 (4,261.0)	人 3,873.5 (3,948.0)	人 211.0 (202.0)	人 116.0 (111.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
情報通信業	人 20,673.5 (19,437.0)	人 17,818.0 (17,162.5)	人 1,037.0 (835.0)	人 1,818.5 (1,439.5)	人 145.0 (137.5)	人 138.0 (133.5)	人 2.0 (1.0)	人 5.0 (3.0)
運輸業、郵便業	人 27,673.0 (26,378.5)	人 21,513.5 (20,972.5)	人 4,658.5 (4,198.0)	人 1,501.0 (1,208.0)	人 642.5 (646.5)	人 535.0 (564.5)	人 73.0 (58.5)	人 34.5 (23.5)
卸売業・小売業	人 65,390.0 (62,019.5)	人 41,672.5 (40,772.5)	人 18,197.5 (16,756.5)	人 5,520.0 (4,490.5)	人 2,094.0 (1,999.0)	人 1,357.0 (1,348.5)	人 628.0 (554.5)	人 109.0 (96.0)
金融業、保険業	人 22,103.0 (21,022.0)	人 20,401.0 (19,681.0)	人 820.0 (674.0)	人 882.0 (667.0)	人 211.5 (195.0)	人 200.5 (188.0)	人 6.0 (4.0)	人 5.0 (3.0)
不動産業、物品 賃貸業	人 5,261.5 (5,128.0)	人 4,038.5 (4,026.5)	人 842.0 (788.5)	人 381.0 (313.0)	人 90.0 (70.0)	人 68.0 (54.0)	人 17.5 (13.0)	人 4.5 (3.0)
学術研究、専門・ 技術サービス業	人 12,506.0 (11,056.5)	人 9,702.0 (8,695.0)	人 2,040.5 (1,762.5)	人 763.5 (599.0)	人 313.5 (322.5)	人 230.0 (240.5)	人 70.0 (69.5)	人 13.5 (12.5)
宿泊業、飲食 サービス業	人 11,958.5 (11,939.0)	人 5,726.0 (5,749.5)	人 5,345.5 (5,399.5)	人 887.0 (790.0)	人 295.0 (259.5)	人 138.0 (135.0)	人 138.0 (109.5)	人 19.0 (15.0)
生活関連サービス 業、娯楽業	人 10,182.0 (10,197.5)	人 5,001.0 (5,159.0)	人 4,422.0 (4,344.5)	人 759.0 (694.0)	人 357.5 (351.5)	人 153.5 (141.5)	人 198.0 (202.0)	人 6.0 (8.0)
教育、学習支援業	人 6,492.0 (5,901.5)	人 5,432.5 (5,127.0)	人 652.5 (497.0)	人 407.0 (277.5)	人 208.5 (189.5)	人 203.5 (185.5)	人 1.0 (0.0)	人 4.0 (4.0)
医療、福祉	人 53,438.0 (48,709.5)	人 34,121.5 (32,368.0)	人 14,817.0 (12,931.5)	人 4,499.5 (3,410.0)	人 1,953.0 (1,784.5)	人 1,151.0 (1,105.5)	人 664.5 (598.0)	人 137.5 (81.0)
複合サービス事業	人 5,229.5 (4,893.0)	人 4,062.0 (3,976.5)	人 884.5 (695.5)	人 283.0 (221.0)	人 161.0 (148.0)	人 122.0 (115.0)	人 34.5 (31.0)	人 4.5 (2.0)
サービス業	人 46,653.5 (44,117.5)	人 32,315.0 (31,238.5)	人 10,225.5 (9,348.0)	人 4,113.0 (3,531.0)	人 1,140.0 (1,101.5)	人 649.0 (645.0)	人 453.5 (424.5)	人 37.5 (32.0)

注 1 (1) ②と同じ

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	全 国					兵 庫				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
製造業計	22,516 (22,501)	6,649,718.0 (6,623,557.5)	127,188.0 (123,015.5)	1.91 (1.86)	52.9 (50.6)	961 (979)	249,105.0 (250,534.5)	4,836.5 (4,707.5)	1.94 (1.88)	56.7 (54.6)
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
食料品・たばこ	3,642 (3,628)	885,768.0 (878,247.5)	18,354.5 (17,787.0)	2.07 (2.03)	60.4 (58.9)	157 (162)	47,525.5 (48,352.0)	916.5 (892.0)	1.93 (1.84)	59.2 (54.3)
繊維工業	922 (921)	152,622.5 (155,328.0)	3,220.0 (3,172.0)	2.11 (2.04)	63.1 (61.6)	24 (24)	2,949.0 (2,963.5)	65.0 (65.0)	2.20 (2.19)	66.7 (75.0)
木材・家具	458 (456)	69,434.0 (74,643.0)	1,419.5 (1,460.0)	2.04 (1.96)	61.8 (57.7)	11 (14)	1,134.0 (1,311.5)	17.0 (22.0)	1.50 (1.68)	63.6 (57.1)
パルプ・紙・印刷	1,781 (1,767)	337,335.5 (337,574.5)	6,175.5 (5,943.5)	1.83 (1.76)	50.6 (48.2)	51 (50)	7,053.0 (6,854.5)	136.5 (131.0)	1.94 (1.91)	60.8 (56.0)
化学工業	2,348 (2,341)	808,717.0 (815,892.0)	15,200.5 (14,837.5)	1.88 (1.82)	47.7 (44.9)	105 (111)	20,740.5 (20,974.5)	363.0 (362.5)	1.75 (1.73)	55.2 (52.3)
窯業・土石	626 (640)	130,036.5 (142,608.5)	2,330.0 (2,521.0)	1.79 (1.77)	54.0 (50.8)	23 (22)	3,218.5 (3,264.0)	47.0 (52.5)	1.46 (1.61)	39.1 (40.9)
鉄鋼	496 (491)	171,733.0 (140,244.5)	3,196.0 (2,462.5)	1.86 (1.76)	51.6 (50.1)	42 (37)	20,497.5 (20,654.0)	417.5 (385.5)	2.04 (1.87)	54.8 (43.2)
非鉄金属	454 (468)	130,642.0 (134,755.0)	2,408.0 (2,453.0)	1.84 (1.82)	49.1 (48.7)	16 (18)	3,511.5 (3,767.5)	76.5 (79.5)	2.18 (2.11)	62.5 (50.0)
金属製品	1,982 (1,897)	311,524.0 (299,763.0)	5,720.0 (5,374.0)	1.84 (1.79)	52.3 (50.9)	96 (95)	18,190.0 (17,877.5)	394.5 (395.5)	2.17 (2.21)	63.5 (66.3)
電気機械	2,286 (2,275)	1,102,438.0 (1,074,547.0)	21,711.0 (20,706.0)	1.97 (1.93)	53.8 (50.4)	128 (128)	31,276.5 (31,442.5)	591.5 (584.5)	1.89 (1.86)	60.9 (57.0)
その他機械	5,097 (5,134)	1,891,950.5 (1,883,181.5)	35,205.0 (33,900.0)	1.86 (1.80)	49.7 (47.1)	223 (230)	65,757.5 (64,578.5)	1,277.5 (1,177.0)	1.94 (1.82)	50.7 (48.3)
その他	2,424 (2,483)	657,517.0 (686,773.0)	12,248.0 (12,399.0)	1.86 (1.81)	49.6 (47.7)	85 (88)	27,251.5 (28,494.5)	534.0 (560.5)	1.96 (1.97)	54.1 (61.4)

注 1 (1) ①と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
製造業計	人 127,188.0 (123,015.5)	人 96,711.5 (95,012.0)	人 25,279.5 (23,885.0)	人 5,197.0 (4,118.5)	人 4,836.5 (4,707.5)	人 3,594.5 (3,541.0)	人 1,079.5 (1,025.0)	人 162.5 (141.5)
食料品・たばこ	人 18,354.5 (17,787.0)	人 9,917.5 (9,763.5)	人 7,665.0 (7,428.0)	人 772.0 (595.5)	人 916.5 (892.0)	人 492.0 (488.0)	人 388.5 (378.0)	人 36.0 (26.0)
繊維工業	人 3,220.0 (3,172.0)	人 2,338.0 (2,325.0)	人 766.0 (741.0)	人 116.0 (106.0)	人 65.0 (65.0)	人 44.5 (43.5)	人 18.5 (19.5)	人 2.0 (2.0)
木材・家具	人 1,419.5 (1,460.0)	人 1,071.5 (1,105.5)	人 294.0 (301.0)	人 54.0 (53.5)	人 17.0 (22.0)	人 12.0 (15.0)	人 5.0 (7.0)	人 0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 6,175.5 (5,943.5)	人 4,812.0 (4,721.0)	人 1,074.5 (1,004.5)	人 289.0 (218.0)	人 136.5 (131.0)	人 105.5 (99.5)	人 28.0 (29.5)	人 3.0 (2.0)
化学工業	人 15,200.5 (14,837.5)	人 11,807.5 (11,604.5)	人 2,807.5 (2,743.0)	人 585.5 (490.0)	人 363.0 (362.5)	人 295.5 (295.0)	人 44.5 (43.0)	人 23.0 (24.5)
窯業・土石	人 2,330.0 (2,521.0)	人 1,809.5 (1,987.0)	人 449.5 (471.5)	人 71.0 (62.5)	人 47.0 (52.5)	人 41.0 (46.5)	人 4.0 (4.0)	人 2.0 (2.0)
鉄鋼	人 3,196.0 (2,462.5)	人 2,746.5 (2,165.0)	人 311.0 (216.0)	人 138.5 (81.5)	人 417.5 (385.5)	人 401.5 (372.5)	人 10.0 (7.0)	人 6.0 (6.0)
非鉄金属	人 2,408.0 (2,453.0)	人 1,807.5 (1,905.5)	人 505.5 (463.0)	人 95.0 (84.5)	人 76.5 (79.5)	人 50.0 (53.0)	人 24.5 (25.5)	人 2.0 (1.0)
金属製品	人 5,720.0 (5,374.0)	人 4,028.5 (3,822.5)	人 1,453.0 (1,366.0)	人 238.5 (185.5)	人 394.5 (395.5)	人 253.0 (260.0)	人 130.0 (124.0)	人 11.5 (11.5)
電気機械	人 21,711.0 (20,706.0)	人 18,433.0 (17,895.0)	人 2,519.5 (2,211.5)	人 758.5 (599.5)	人 591.5 (584.5)	人 496.5 (505.0)	人 78.0 (68.0)	人 17.0 (11.5)
その他機械	人 35,205.0 (33,900.0)	人 28,619.0 (28,105.5)	人 5,111.0 (4,661.0)	人 1475.0 (1133.5)	人 1,277.5 (1,177.0)	人 1,007.0 (942.0)	人 223.5 (195.0)	人 47.0 (40.0)
その他	人 12,248.0 (12,399.0)	人 9,321.0 (9,612.0)	人 2,323.0 (2,278.5)	人 604.0 (508.5)	人 534.0 (560.5)	人 396.0 (421.0)	人 125.0 (124.5)	人 13.0 (15.0)

注 1 (1) ②と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	全 国									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	47,888 (100.0%)	30,399 (63.5%)	10,217 (21.3%)	3,566 (7.4%)	1,920 (4.0%)	1,526 (3.2%)	211 (0.4%)	43 (0.1%)	6 (0.0%)	28,425 (59.4%)
50～ 100人未満	21,721 (100.0%)	21,721 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	20,992 (96.6%)
100～ 300人未満	18,320 (100.0%)	7,077 (38.6%)	8,675 (47.4%)	1,971 (10.8%)	512 (2.8%)	85 (0.5%)	- -	- -	- -	7,366 (40.2%)
300～ 500人未満	3,706 (100.0%)	900 (24.3%)	845 (22.8%)	842 (22.7%)	704 (19.0%)	415 (11.2%)	- -	- -	- -	57 (1.5%)
500～ 1000人未満	2,565 (100.0%)	485 (18.9%)	471 (18.4%)	529 (20.6%)	490 (19.1%)	548 (21.4%)	42 (1.6%)	- -	- -	9 (0.4%)
1,000人 以上	1,576 (100.0%)	216 (13.7%)	226 (14.3%)	224 (14.2%)	214 (13.6%)	478 (30.3%)	169 (10.7%)	43 (2.7%)	6 (0.4%)	1 (0.1%)

区分	兵 庫 県									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	1,531 (100.0%)	1,033 (67.5%)	323 (21.1%)	101 (6.6%)	47 (3.1%)	26 (1.7%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	916 (59.8%)
50～ 100人未満	729 (100.0%)	729 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	704 (96.6%)
100～ 300人未満	563 (100.0%)	247 (43.9%)	256 (45.5%)	48 (8.5%)	11 (2.0%)	1 (0.2%)	- -	- -	- -	211 (37.5%)
300～ 500人未満	127 (100.0%)	27 (21.3%)	40 (31.5%)	31 (24.4%)	20 (15.7%)	9 (7.1%)	- -	- -	- -	1 (0.8%)
500～ 1000人未満	79 (100.0%)	21 (26.6%)	22 (27.8%)	16 (20.3%)	11 (13.9%)	9 (11.4%)	0 (0.0%)	- -	- -	0 (0.0%)
1,000人 以上	33 (100.0%)	9 (27.3%)	5 (15.2%)	6 (18.2%)	5 (15.2%)	7 (21.2%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 法定雇用率2.3%が適用される独立行政法人等における詳細状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市民病院機構	1225.5	32.0	2.61	0.0	
神戸市道路公社	52.0	1.0	1.92	0.0	
兵庫県住宅供給公社	152.0	3.0	1.97	0.0	
兵庫県土地開発公社	48.5	3.0	6.19	0.0	
神戸大学	3449.5	71.0	2.06	8.0	
加古川市民病院機構	822.0	18.0	2.19	0.0	
明石市立市民病院	369.0	6.0	1.63	2.0	
兵庫教育大学	251.5	8.0	3.18	0.0	
神戸市外国語大学	89.5	2.0	2.23	0.0	
兵庫県立大学	618.0	15.0	2.43	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 概況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	機関数	雇 用 状 況			達成機関 の割合	機関数	雇 用 状 況			達成機関 の割合
		法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	障害者数	実雇用率	
法定雇用率2.3% が適用される県・ 市町の機関	機関 2,487 (2,528)	人 1,382,799.0 (1,384,002.0)	人 33,508.5 (32,928.0)	% 2.42 (2.38)	% 83.6 (82.7)	機関 84 (84)	人 58,652.5 (51,812.5)	人 1,480.5 (1,354.5)	% 2.52 (2.61)	% 98.8 (98.8)
法定雇用率2.2% が適用される教育 委員会	120 (125)	665,156.5 (676,557.0)	13,930.5 (13,581.0)	2.09 (2.01)	66.7 (57.6)	5 (6)	24,793.5 (30,327.0)	524.0 (629.0)	2.11 (2.07)	80.0 (66.7)

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「法定雇用率2. 2%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会である。

4 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
法定雇用率2.3% が適用される県・ 市町の機関	人 33,508.5 (32,928.0)	人 31,653.0 (31,263.5)	人 740.0 (710.5)	人 1,115.5 (954.0)	人 1,480.5 (1,354.5)	人 1,422.5 (1,294.5)	人 34.5 (32.5)	人 23.5 (27.5)
法定雇用率2.2% が適用される教育 委員会	人 13,930.5 (13,581.0)	人 13,023.5 (12,873.5)	人 412.5 (345.0)	人 494.5 (362.5)	人 524.0 (629.0)	人 519.0 (622.0)	人 1.0 (2.0)	人 4.0 (5.0)

注 1 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 「法定雇用率2. 2%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会である。

3 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.3%が適用される県・市町の機関における詳細状況

① 兵庫県知事部局の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県知事部局	6,648.5	173.0	2.60	0.0	特例認定あり 注4

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

② 兵庫県機関(企業局、警察等)の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県企業庁	190.0	8.0	4.21	0.0	
兵庫県病院局	2,265.5	56.0	2.47	0.0	
兵庫県警察本部	939.0	23.0	2.45	0.0	

注 2(2)①と同じ

③ 市の機関の状況

市	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	14,674.0	338.0	2.30	0.0	特例認定あり 注4
姫路	2,373.0	58.5	2.47	0.0	
尼崎	2,684.0	61.0	2.27	0.0	
明石	1,801.0	50.0	2.78	0.0	特例認定あり 注4
西宮	2,865.5	67.0	2.34	0.0	特例認定あり 注4
洲本	382.5	10.0	2.61	0.0	
芦屋	669.0	16.0	2.39	0.0	
伊丹	1,803.5	56.0	3.11	0.0	特例認定あり 注4
相生	261.5	11.0	4.21	0.0	
豊岡	743.0	20.0	2.69	0.0	
加古川	1,191.5	28.0	2.35	0.0	
赤穂	260.0	7.0	2.69	0.0	
西脇	483.0	12.0	2.48	0.0	
宝塚	1,412.0	36.0	2.55	0.0	特例認定あり 注4

市	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
三木	373.0	11.0	2.95	0.0	
高砂	512.0	12.0	2.34	0.0	
川西	703.5	17.0	2.42	0.0	
小野	316.0	7.0	2.22	0.0	
三田	980.5	31.0	3.16	0.0	特例認定あり 注4
加西	257.0	6.0	2.33	0.0	
篠山	352.0	10.0	2.84	0.0	特例認定あり 注4
養父	278.0	7.0	2.52	0.0	
丹波	814.5	21.0	2.58	0.0	特例認定あり 注4
南あわじ	590.0	16.0	2.71	0.0	特例認定あり 注4
朝来	327.0	10.5	3.21	0.0	
淡路	456.0	11.0	2.41	0.0	特例認定あり 注4
宍粟	490.0	12.0	2.45	0.0	
加東	399.0	10.0	2.51	0.0	
たつの	518.0	13.0	2.51	0.0	

注 2(2)①と同じ

④ 町の機関の状況

町	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
猪名川	167.0	5.0	2.99	0.0	
多可	187.0	4.0	2.14	0.0	
稲美	217.0	7.0	3.23	0.0	特例認定あり 注4
播磨	282.5	10.0	3.54	0.0	特例認定あり 注4
市川	104.0	2.0	1.92	0.0	
福崎	158.0	3.0	1.90	0.0	
神河	407.0	9.0	2.21	0.0	
太子	155.5	4.0	2.57	0.0	
上郡	131.0	3.0	2.29	0.0	
佐用	343.0	8.5	2.48	0.0	
香美	237.0	6.0	2.53	0.0	
新温泉	221.0	8.0	3.62	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑤ 教育委員会の状況

教育委員会	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
洲本	60.0	2.0	3.33	0.0	
相生	86.0	1.0	1.16	0.0	
豊岡	293.0	9.0	3.07	0.0	
加古川	272.0	6.0	2.21	0.0	
赤穂	116.0	3.0	2.59	0.0	
西脇	71.5	2.5	3.50	0.0	
宝塚	420.0	10.0	2.38	0.0	
三木	132.5	3.0	2.26	0.0	
高砂	73.0	2.0	2.74	0.0	
川西	137.0	3.0	2.19	0.0	
小野	87.5	2.0	2.29	0.0	
加西	152.5	4.0	2.62	0.0	
養父	145.0	3.0	2.07	0.0	
朝来	138.5	3.0	2.17	0.0	
宍粟	62.0	4.0	6.45	0.0	
加東	62.0	1.0	1.61	0.0	
たつの	91.0	2.0	2.20	0.0	
猪名川	47.0	1.0	2.13	0.0	
多可	133.5	3.0	2.25	0.0	
福崎	55.0	1.0	1.82	0.0	
太子	76.0	2.0	2.63	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

⑥ 市町水道事業の状況

水道事業	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	813.0	23.0	2.83	0.0	
姫路	85.0	2.0	2.35	0.0	
尼崎	161.0	8.0	4.97	0.0	
明石	91.0	7.0	7.69	0.0	
西宮	307.0	8.5	2.77	0.0	
加古川	58.0	2.0	3.45	0.0	
宝塚	122.0	2.0	1.64	0.0	
川西	82.0	3.0	3.66	0.0	
阪神水道	234.5	3.0	1.28	2.0	

注 2(2)①と同じ

⑦ 市町病院事業の状況

病院事業	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
赤穂	209.0	5.0	2.39	0.0	
高砂	154.0	4.0	2.60	0.0	
川西	122.0	2.0	1.64	0.0	
加西	173.5	4.0	2.31	0.0	
豊岡病院組合	475.5	11.0	2.31	0.0	
八鹿病院組合	312.0	8.0	2.56	0.0	
北播磨総合医療 センター企業団	351.0	10.0	2.85	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑧ 市町交通機関の状況

交通機関	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	505.0	14.0	2.77	0.0	
尼崎市	63.0	2.0	3.17	0.0	

注 2(2)①と同じ

(3)法定雇用率2.2%が適用される教育委員会における詳細状況

① 兵庫県教育委員会の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県教育委員会	22,286.0	465.0	2.09	25.0	

注 2 (2) ①と同じ

②市町教育委員会の状況

教育委員会	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
姫路市	637.5	15.0	2.35	0.0	
尼崎市	789.0	19.0	2.41	0.0	
西宮市	930.0	21.0	2.26	0.0	
芦屋市	151.0	4.0	2.65	0.0	

注 2 (2) ①と同じ

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.82	0.06	44.7	2.0	38,760	86,648
北海道	1.90	0.05	47.6	2.0	1,512	3,179
青森	1.83	0.05	47.2	0.9	405	858
岩手	1.93	0.06	52.9	3.3	478	904
宮城	1.74	0.03	45.7	2.7	623	1,364
秋田	1.77	0.10	55.1	4.0	375	680
山形	1.88	0.09	51.6	1.3	446	864
福島	1.76	0.07	47.9	1.3	604	1,260
茨城	1.75	0.09	50.2	2.8	696	1,387
栃木	1.76	0.08	51.1	4.9	534	1,046
群馬	1.79	0.06	51.6	3.5	668	1,295
埼玉	1.80	0.09	43.7	3.8	1,195	2,737
千葉	1.77	0.06	47.5	3.2	989	2,082
東京	1.77	0.05	30.3	1.9	5,393	17,827
神奈川	1.75	0.07	41.6	1.6	1,741	4,184
新潟	1.75	0.10	49.8	5.1	840	1,688
富山	1.85	0.05	54.7	0.4	521	952
石川	1.82	0.13	51.8	3.4	480	927
福井	2.26	△0.01	53.5	2.2	345	645
山梨	1.79	0.09	51.5	5.2	274	532
長野	1.96	0.08	57.2	3.7	840	1,468
岐阜	1.79	0.05	51.0	2.0	688	1,350
静岡	1.80	0.08	47.6	1.6	1,235	2,597
愛知	1.74	0.06	41.9	1.3	2,279	5,444
三重	1.79	0.19	52.2	5.8	521	999
滋賀	1.87	0.06	54.9	3.1	413	752
京都	1.95	0.02	47.4	0.5	773	1,630
大阪	1.81	0.05	42.6	1.9	3,008	7,060
兵庫	1.90	0.06	49.1	1.7	1,479	3,010
奈良	2.22	0.00	56.2	0.4	295	525
和歌山	2.06	0.03	57.0	△0.2	302	530
鳥取	1.88	0.11	50.6	△3.0	209	413
島根	2.02	0.13	61.6	4.4	322	523
岡山	2.16	0.23	50.0	2.1	654	1,307
広島	1.90	0.06	45.1	0.9	921	2,044
山口	2.46	0.13	52.5	2.9	443	844
徳島	1.90	0.12	57.5	4.2	233	405
香川	1.88	0.02	56.5	△2.7	434	768
愛媛	1.74	0.01	47.0	3.1	424	902
高知	2.04	0.10	54.5	0.1	268	492
福岡	1.80	0.04	46.2	0.6	1,495	3,239
佐賀	2.27	0.10	66.4	2.8	355	535
長崎	2.15	0.05	55.7	1.8	517	928
熊本	2.14	0.06	52.7	1.2	593	1,125
大分	2.28	0.13	55.4	0.4	403	727
宮崎	2.15	0.11	63.4	4.1	455	718
鹿児島	2.02	0.00	57.8	1.6	617	1,068
沖縄	2.15	0.03	55.8	2.8	465	834

障害者雇用状況等の推移(民間企業)

《兵庫労働局》

区分	調査対象 企業数	常用労働者数 (除外労働者を除く)	雇用 障害者数	雇 用 率		雇用率達成企業の割合		達成 企業数	未達成 企業数
				県	国	県	国		
平成									
2年6月1日	1,661	440,284	6,386	1.45	1.32	56.8	52.2		
3年6月1日	1,761	461,478	6,825	1.48	1.32	57.2	51.8		
4年6月1日	1,849	477,681	7,267	1.52	1.36	56.6	51.9		
5年6月1日	1,866	491,378	7,738	1.57	1.41	56.4	51.4		
6年6月1日	1,866	491,499	7,742	1.58	1.44	56.5	50.4		
7年6月1日	1,722	463,308	7,428	1.60	1.45	57.4	50.6		
8年6月1日	1,737	466,976	7,496	1.61	1.47	56.6	50.5		
9年6月1日	1,748	467,504	7,612	1.63	1.47	57.7	50.2		
10年6月1日	1,786	472,917	7,713	1.63	1.48	57.7	50.1		
11年6月1日	1,920	469,281	7,826	1.67	1.49	52.8	44.7		
12年6月1日	1,926	455,859	7,720	1.69	1.49	52.5	44.3		
13年6月1日	1,942	451,808	7,698	1.70	1.49	52.3	43.7		
14年6月1日	1,968	456,858	7,740	1.69	1.47	52.0	42.5		
15年6月1日	1,991	454,657	7,708	1.70	1.48	52.4	42.5		
16年6月1日	2,061	482,549	7,994	1.66	1.46	51.8	41.7	1,068	993
17年6月1日	2,186	502,840	8,424	1.68	1.49	53.0	42.1	1,158	1,028
18年6月1日	2,273	524,356	8,904.5	1.70	1.52	55.1	43.4	1,253	1,020
19年6月1日	2,398	544,839	9,560.5	1.75	1.55	55.8	43.8	1,339	1,059
20年6月1日	2,510	563,942	9,925.0	1.76	1.59	54.9	44.9	1,377	1,133
21年6月1日	2,502	567,536	9,997.0	1.76	1.63	54.4	45.5	1,361	1,141
22年6月1日	2,491	571,034	10,316.0	1.81	1.68	56.6	47.0	1,409	1,082
23年6月1日	2,681	637,596.5	10,938.5	1.72	1.65	52.3	45.3	1,402	1,279
24年6月1日	2,698	638,360.0	11,397.5	1.79	1.69	54.0	46.8	1,456	1,242
25年6月1日	3,011	657,702.0	12,072.5	1.84	1.76	47.4	42.7	1,426	1,585
26年6月1日	3,010	663,129.5	12,608.5	1.90	1.82	49.1	44.7	1,479	1,531

- (注) 1. 昭和63年6月1日調査から雇用障害者の中に知的障害者を含んでおり、平成5年6月1日調査から重度知的障害者をダブルカウントして、重度障害者である短時間労働者が含まれている。
2. 平成18年6月1日調査から雇用障害者の中に精神障害者を含んでいる。
3. 平成23年6月1日調査から雇用障害者の中に重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者を含んでいる。
4. 平成25年4月1日より法定雇用率改定(1.8%→2.0%)